

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-37)

別紙1

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境計画課長 秦 康之					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上							
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				目標設定の考え方・根拠	地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体は地方公共団体実行計画を策定することとされている。		政策評価実施予定時期	平成30年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	42年度				
1	地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率 ※括弧内の数字は、地球温暖化対策計画の策定前の国の方針に即した地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	-	一年度	100%	42年度	-	-	-	-	-	-	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県、指定都市、中核市(施行時特例市含む。)は、国が定める地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定をするものと定められているため
2	地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率 ※括弧内の数字は、地球温暖化対策計画の策定前の国の方針に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率	-	一年度	100%	42年度	-	-	-	-	-	-	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、国が定める地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定をするものと定められているため
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成29年 行政事業レビュー 事業番号	
	26年度	27年度	28年度	29年度									
(1)	地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業 (平成26年度)	82 (59)	82 (25)	110 (85)	332	1.2	<達成手段の概要> ・地方公共団体における実行計画の策定状況等を調査・分析・フィードバックを行う。 ・実行計画における温室効果ガス排出量推計に関する情報を収集・分析し、実態に即した推計手法等を検討する。 ・実行計画のPDCAに係る支援モデルを検討し、地方公共団体において実証を行う等PDCA体制の構築・強化体制の支援を行う。 ・実行計画策定・実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成を検討する。 <達成手段の目標> 施行状況調査結果を分析・評価して、地方公共団体にフィードバックするとともに、地方公共団体職員を対象とした集中講座や改定された地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルにより、地方公共団体実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識(調整・技術・交渉・法体系・金融等)を効率的・効果的に習得させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定等により、国の地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定・見直しを促進し、もって同計画の策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策を推進。						0016 【再掲】
(2)	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 (経済産業省連携事業) (平成28年度)	-	-	6,000 (2,199)	8,000	2	<達成手段の概要> 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に対する補助を実施。 <達成手段の目標> 再生可能エネルギーの自立的普及を促進。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 再生可能エネルギーの自立的普及を促進することにより、低炭素社会の実現に寄与する。						0058 【再掲】

地方公共団体カーボン・マ (3)ネジメント強化事業 (平成28年度)	-	-	5,000 (1,032)	3,200	2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 地方公共団体を対象とし、国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定・見直し等を行うための調査・検討支援や、先進的・モデル的である全庁的なカーボン・マネジメントの取組を踏まえた省エネ設備の導入に対する補助を行うことにより実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上及びPDCAを組み込んだ取組の強化・拡充並びに地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく率先的な公共施設の低炭素化の推進。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上。</p>	0059 【再掲】
地域における都市機能の 集約及びレジリエンス強化 (4)を両立するモデル構築事 業 (平成29年度)	-	-	-	100	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 都市機能の集約とレジリエンス強化を両立させる取組のモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公共団体へ委託し、当該取組を実現するための事業計画の策定や実現可能性調査を実施するもの。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 地球温暖化対策計画に即した地域の低炭素化と気候変動による影響を加味した防災・減災等が、都市機能の集約の拠点形成や土地利用の在り方の見直しとともに一体的に進められ、長期的な温室効果ガスの排出に係るロックインを回避できる低炭素かつレジリエントな都市・地域づくりのモデル事例を各年度3件程度形成する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 事業期間(平成29年度～31年度)に低炭素かつレジリエントな都市・地域づくりのモデル事例を各年度3件程度形成する。</p>	新29-0002 【再掲】
(5) 公害防止計画策定経費 (昭和45年度)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	1	-	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 公害防止計画策定地域について、公害防止計画の実施状況を把握するため、環境質の改善状況や公害防止対策事業の進捗状況の現況調査等を実施。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 公害防止計画制度の効果的運用が図られ、公害防止計画と公害防止対策事業の推進により、著しい公害が改善されることを目的としており、公害防止計画策定地域における公害対策事業の実施状況等を的確に把握する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 各年度の公害防止計画の実施状況を把握する等により、平成29年4月現在公害防止対策事業計画が策定されている21地域117市町村において公害防止計画制度の効果的運用と公害防止対策事業の推進が図られ、環境に配慮した持続可能な地域づくりの促進を図ることができると見込んでいる。</p>	0272
施策の予算額・執行額	6,184 (3,460)	6,534 (5,366)	14,374 (6,208)	11,633	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画 第3章第1節2.『「地方公共団体」の基本的役割』、第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」	